

議案第102号

専決処分の報告及び承認を求めるについて

下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月1日提出

さいたま市長 清水勇人

記

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（さいたま市国民健康保険税条例の一部改正）

第1条 さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 [略] 2 [略]	(課税額) 第3条 [略] 2 [略]
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。
4 [略]	4 [略]

（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条の改正を次のように改める。

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合には、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 22,960円  
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合には、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 21,630円  
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について

	7, 560円	6, 930円
ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 8, 400円	ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7, 630円	
(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>29万円</u> を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世带に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>28万5, 000円</u> を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 16, 400円	ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 15, 450円	
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5, 400円	イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4, 950円	
ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6, 000円	ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5, 450円	
(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>53万5, 000円</u> を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世带に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>52万円</u> を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	
ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 560円	ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 180円	
イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2, 160円	イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1, 980円	
ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2, 400円	ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2, 180円	
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に	

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 920円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8, 200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13, 120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16, 400円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 620円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 700円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 400円

3 [略]

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 635円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 725円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 450円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 485円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 475円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 950円

3 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。